

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年10月31日

(あて先)
さいたま市長

提出者
住 所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
氏 名 さいたま市長 清水 勇人
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 048(829)1111

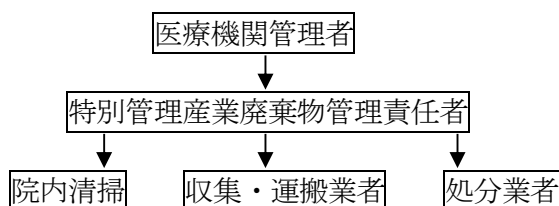
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	さいたま市立病院
事業場の所在地	さいたま市緑区大字三室2460番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	637床
③ 従業員数	1,385人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【感染性廃棄物】 院内収集(委託)→院内倉庫保管→収集運搬(委託)→焼却(委託) →別紙①のとおり 【燃えやすい廃油】 院内収集(中央検査科・薬剤科)→院内指定場所保管→収集運搬(委託)→焼却等(委託)

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	別紙②のとおり	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物の排出量の分析 ・ 関係部署との連携による排出実態の把握		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	別紙②のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃棄物の排出量の分析 (R3確定値含む) ・ 関係部署への排出量に関する情報共有		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物 各ナースステーションに鋭利な物、針はプラスチック容器に入れ、ゴム手袋・血液付着脱脂綿、包帯などは専用ダンボール箱に入れる。 廃油等 他の廃棄物と混合しないよう廃棄物ごとに容器に入れる。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物 手術、内視鏡室の液体汚物は凝固剤にて固めて確認後、プラスチック容器に入れ廃棄する。 廃油等 廃棄物の容器に内容物の物質名を明記し、分別を徹底する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	別紙②のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙②のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・定められた処理能力を有する業者を選定の上、入札。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	別紙②のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙②のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定められた処理能力を有する業者を選定の上、入札。 ・中間処分場、最終処分場の視察。 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	237.533 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>業務委託をする際の資格要件に、電子マニフェストの使用有無を記載し、電子マニフェストが使用できる業者を選定する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

中間処分後の最終処分(再生を含む)先(予定)一覧表2023年3月1日
株式会社エコ計画

No	事業場の名称	所在地	処分方法	処理能力
5	埼玉県環境整備センター	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山字向田368他	管理型埋立	2,758,000m ³
37	ツネイシカムテックス㈱	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田250番1、外3筆	焼却(焼成)造粒	316.52t/日

最終処分先の追加または削除が生じた場合には、通知書をもってこれに代えるものとする。

特別管理産業廃棄物処理計画書 別紙②

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現 状	【前年度(令和4年度)実績】				
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃酸	汚泥(特定有害)
	排出量	236.29t	1.242t	0.001t	0 t
計 画	【目標】				
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃酸	汚泥(特定有害)
	排出量	250t	1t	0.009t	0.001t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

現 状	【前年度(令和4年度)実績】				
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃酸	汚泥(特定有害)
	全処理委託量	236.29t	1.242t	0.001t	0 t
	優良認定処理 事業者への処 理委託量	236.29t	1.242t	0.001t	0 t
計 画	【目標】				
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油	廃酸	汚泥(特定有害)
	全処理委託量	250t	1t	0.009t	0.001t
	優良認定処理 事業者への処 理委託量	250t	1t	0.009t	0.001t